

開放式自転車等駐車場定期利用約款 (IC・磁気カード)

(総 則)

1. 公益財団法人自転車駐車場整備センター(以下「センター」といいます。)が設置し、運営する自転車駐車場またはバイク駐車場(以下「駐車場」といいます。)を定期に利用する方は、この約款に記載してある事項を承諾のうえ利用するものとします。

(利用時間等)

2. 当駐車場は、24時間開放するものとします。
3. 駐車場管理のための係員(以下「管理員」といいます。)が利用申込の受付、場内の監視等のために勤務する時間及び休日は、利用案内看板に記載します。

(定期利用の申込等)

4. 定期利用は、使用車種にかかわらず、申込順に、1人1台に限って、受付をします。
5. 定期利用の申込が収容台数に達したときは、受付を停止します。
6. 前項の受付の停止後は、補欠(空席待)申込を受け付け、申込者の住所、氏名及び電話番号を記録して、空席が生じたときは申込順に通知します。
7. 前項の通知は電話または葉書で行い、通知後3日を経過しても定期利用の申込がないときは、希望がないものともみなして次順位者に通知します。

(利用手続及び利用料金等)

8. 定期利用の申込及び契約の手続は、センターの定めた方式によるものとします。
9. 契約期間及びこれに対応する定期利用料金は、センターの定めたところにより、利用案内看板に記載します。
10. 契約手続を終えた方には、定期駐車券及び定期利用シールを交付します。
11. 定期利用料金は、利用者から解約申出があった場合は、残期間が1ヶ月以上のものに限り、センターの定めた方式によって払戻しをします。
12. センターの責めに帰する事由により駐車場が利用できなくなったときは、その期間に対応する利用料金を払戻します。

(定期利用契約の更新)

13. 定期利用契約の更新は、原則として期間満了の月の21日から月末までの間に行うものとします。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。
14. 前項の期間内に利用契約の更新をしなかった方については、特に申出がない限り、その契約は、期間満了の日に終了したものとします。

(駐車券等の再交付等)

15. 定期駐車券及び定期利用シールは、紛失、毀損等の事実を確認できる場合のほか、再交付しません。
16. 定期駐車券及び定期利用シールの紛失に起因する損害については、センターは、一切の責任を負いません。
17. 定期駐車券の再発行は、手数料をいただきます。

(駐車券等の返却)

18. 利用者は、定期利用契約を解約したときは、定期駐車券及び定期利用シールを返却しなければなりません。

(自転車等の盗難、破損等)

19. 当駐車場は、駐車場所を提供するものであり、自転車(原動機付自転車及び・自動二輪車を含みます。以下同じ。)を預って保管するものではありませんので、駐車場内における自転車の盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の事故にかかる損失については、センターは一切の責任を負いません。

(利用上の注意)

20. 利用者は、管理員から求められたときは定期駐車券を提示しなければなりません。
21. 利用者は、駐車場所の指定があるときは、自転車を所定の場所に正しく駐車しなければなりません。
22. 利用者は、定期利用シールを、後輪カバー下部の見やすい位置に確実に貼付しなければなりません。
23. 利用者は、定期利用シールを貼付してある自転車の修理等により代車を使用しようとするときは、管理員に申し出て代車承認票の交付を受けるものとします。
24. 利用者は、盗難等防止のため自転車に頑丈な鍵を備えるようにし、確実に施錠するものとします。
25. 利用者は、盗難等防止のため夜間の駐車は避けるようにし、やむを得ない事情によって夜間の駐車をするときは特に完全な施錠をするものとします。
26. 利用者は、場内で自転車に乗って走行してはなりません。
27. 利用者は、駐車場で、火気の使用またはごみ・汚物の散逸など管理上支障となる行為をしてはなりません。
28. 利用者が、故意または重大な過失によって、駐車場施設、場内の他の自転車または人身に損害を与えたときは、これを弁償しなければなりません。
29. 駐車場の利用について不正があったときは、以後の利用を禁止することがあります。
30. 契約期間満了の後、1ヶ月を経過しても引取のない自転車は、放置車として処分します。